

財産の取得について

下記の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年蕨市条例第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 物件の表示

高規格救急自動車 1 台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約の金額

金 3 7, 0 3 7, 0 0 0 円

4 契約の相手方

埼玉県蕨市錦町一丁目 9 番 3 号

埼玉トヨタ自動車株式会社 蕨店

店長 関屋 正幸

埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目 6 3 7 番地 1

日本船舶薬品株式会社 関東営業所

関東営業所長 飯沼 誠一

令和 7 年 7 月 2 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄